

議事日程第4号

平成17年9月14日(水)

第1 議案上程(議案第77号から第90号まで)

質疑、常任委員会付託

第2 予算特別委員会設置、付託

第3 決算特別委員会設置、付託

第4 請願上程(第1号及び第3号)

常任委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(35人)

1番 佐藤巳次郎	2番 高野寛志	3番 夏井清勝
4番 大渕與吉	5番 三浦利通	6番 吉田清孝
7番 佐藤寿男	8番 木元利明	9番 中田敏彦
10番 中田俊雄	11番 戸部幸晴	13番 三浦一郎
14番 畠山富勝	15番 吉田孝一郎	16番 古仲清紀
17番 船橋金弘	18番 大森勝美	19番 小松穂積
20番 安田健次郎	21番 佐藤美子	22番 笹川圭光
23番 船木茂	24番 越後貞勝	25番 三浦悦朗
26番 船木正博	28番 佐藤善市郎	29番 鎌田清太郎
30番 竹村健一	31番 相澤哲夫	32番 佐藤俊一
33番 加藤春吉	34番 中田謙三	35番 高桑國三
36番 吉田清美	37番 杉本博治	

欠席議員(2人)

12番 船木重秋 27番 柳楽芳雄

議会事務局職員出席者

事務局長	菅原政義
次長	加藤謙一
局長補佐	小玉一克
主査	畠山隆之
主査	湊智志

説明のため出席した者

市長	佐藤一誠	助役	佐藤文衛
収入役	伊藤正孝	教育長	高橋金一
監査委員	加藤金一	企業管理者	小野忠儀
総務企画部長	板橋継喜	市民福祉部長	三浦正勝
産業建設部長	山口淨児	若美総合支所長	畠山信英
病院事務局長	船木宏	教育次長	宇佐美金治
企業局長	西方文太郎	農業振興局長	三浦光博
企画政策課長	高桑直廣	総務課長	沖口重博
財政課長	武田英昭	福祉事務所長	今泉金正
農林水産課長	清水博己	地域振興課長	加藤透
病院総務課長	夏井八洲夫	会計課長	佐藤隆二
選管事務局長	佐藤龍雄	監査事務局長	小坂幸明
農委事務局長	佐藤康利		

午前10時 3分 開 議

○議長（杉本博治君） これより、本日の会議を開きます。

船木重秋君、柳楽芳雄君から欠席の届け出があります。

本日の議事は議事日程第4号をもって進めます。

日程第1 議案第77号から第90号を一括上程

○議長（杉本博治君） 日程第1、議案第77号から第90号までを一括して議題いたします。これより議案に対する質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

2番高野寛志君の発言を許します。

○2番（高野寛志君） おはようございます。

議案第77号みなど市民病院決算に関連して質問いたします。

16年度末で、純損失が2億6千346万7千円、累積欠損金が16億9千848万7千円となっておりますが、この数字は一般会計からルール以外の多額の補助金を投入しての結果でありまして、今まで病院の経営については、いろんな議員の皆さんからも発言やご意見が出てたんですけれども、私も何年も前から、こんなに病院経営が赤字が出るようであれば、抜本的な見直し、経営形態の見直しを考えるべきじゃないか、そういうことをたびたび申し上げてきたんですけども、何年やってもなかなか事態は改善しないし、また、医師の充足とか、そういうのもその都度質問があったり、また、市長からは一生懸命頑張ると、そういう答弁があったのですが、さっぱり事態は改善されないと、やはりこれだけ累積赤字が増えてきて、見通しが立たないようであればですね、やっぱり病院の運営形態について、経営のあり方について、やはり民間に委託するとか、あるいは専門の医療機関に売却するとか、いろんな方策をもう考えなきゃいけない時期にきてるんじゃないか、そう思うんでありますけれども。きょうの新聞報道によると北秋田市の市民病院では、今度新病院を建築して、運営は厚生連の方へ委託すると、そういう記事がありましたけれども、やっぱり病院の経営というのは、そういう医療の専門機関に委託した方が、かえっていいんじゃないかと。また、そういうことによって、病院としての機能や信用度が高まれば、患者さんも、もっと多く行くだろうと。今後人口の減少が進めば、病院の売り上げも落ち込んでい

くと。なかなか増えていくということは考えられないのでですね、やはりこの辺で方向転換してみてはどうかと、そうせざるを得ない状況になっていると思うんですけれども、市長はどのようにお考えでしょうか。

それから、2つ目は、議案80号若美上水道の事業決算についてですけれども、16年度で営業損失が2千525万9千円、他会計補助金が6千793万5千円、これ多分一般会計からでしょうけれども、これを入れてかろうじて1千316万6千円の経常利益が出てると。しかし、未処理の欠損金が9千226万7千円と、また、長期借入金が18億7千426万2千円となっておりまして、やはりこの経営状態では、非常に不安だと、将来に懸念が持たれると、合併協議の中で、公共料金をなるべく統一していくと、そういうことであったんですけども、水道料金については、男鹿市と若美で大分格差あると。確かに月3千円ぐらいだったかの料金、1カ月の水道料金で格差があって、なかなかこれは一気には調整できないと。それで、3年間の猶予期間を置いて、その間に調整を図ると、そういうことだったと記憶しておりますけれども、こういう状態で果たして水道料金の統一ができるのかどうかですね。まだ期間はありますけれども、なかなかこれは難しい問題じゃないか、そう思うんですけども、その点についてひとつですね。

それから、仮に水道料金を統一していくと旧若美の水道料金、男鹿市並みの水準に下げるに、そうなるとどのくらいの財政というか、資金的な必要性が生じてくるのか。わかりやすく言えば、何も補助金も使わないでやっていった場合は、どれだけ赤字が出るのかと。男鹿市並みの料金にして、水道料金を旧若美町の料金を下げた場合はどうなるの、その辺の試算等についてしているものかどうかですね。また、水道の料金をもう2年半ぐらいですけれども、果たして統一していけるものなのか、そこら辺の見通しについてお答えをいただきたいと思います。

それから、4ページ、5ページに資本的収支の状況について載ってますけれども、水道事業については、当初予算額で7千万円の資本的収入の資本的支出ですね、それが補正が6千700万なって、最終的に決算は3千897万2千円だと。それで、不用額として2千894万7千円、こう記載されているんですけども、これはどういう事情によるものなのか。この資本的支出を計画どおりにやれなくて、こういうふうになったのかなとも思いますけれども、この辺の事情についてもご説明をお願いしま

す。

○議長（杉本博治君） 佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） 私から病院の方の件についてお答え申し上げます。

高野議員お説のとおり男鹿市議会の当時からいろいろご意見を賜っておりますが、そういったことも含めて今後病院経営の形態、あり方について検討しなければいけないと、私自身も思っております。今のところ実は厚生連の方にお願いしてございまして、事務局員を何名か事務局へ投入できないかということで、今お願いしているところでございまして、ご返事を待っているというところでございます。これから、また厚生連、あるいは民間病院等々のそういった経営形態ということも視野に入れながら、今後検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（杉本博治君） 小野企業管理者

【企業管理者 小野忠儀君 登壇】

○企業管理者（小野忠儀君） お答え申し上げます。

水道料金の統一についてでございますけれども、まず、水道料金につきましては合併協定によりまして、水道料金は現行のとおりとし、合併後3年をめどに新たな料金体系の構築について検討することとなっております。したがいまして、企業局では、去る7月に施設整備及び経営計画策定検討委員会を設置し、本年度中に施設整備等の事業を精査するとともに経営計画を策定し、適正な水道料金の改定を検討してまいりたいと考えているところでございます。料金の改定の時期につきましては、合併協定内容を尊重するとともに、それら十分踏まえてですね、検討することいたしております。

また、先ほど議員からもお話ありましたように、今現在、旧若美地域、地区と男鹿市と2本立ての料金体系になっております。ちなみに、一般家庭用1ヶ月、平均で20立方メートル使用した場合の試算でございますけれども、男鹿市では2千572円、旧若美町では3千118円、これはメーター料金はどちらも含まれてございますが、若美町が男鹿市よりも546円、約20パーセントほど高いという状況になってございます。今後の料金改定にあたってでございますけれども、若美地区においては、全町水道事業によります施設整備が今なされておりまして、このあと、施設の維持管理

に要する費用が大部分でございます。男鹿地区におきましては、石綿セメント管の更新や、その他の老朽施設の整備には、今後多額の経費を要することということが予想されてございます。そういうことも含めて、今後合併後の施設整備計画並びに経営計画を本年度中に策定いたしまして、今後の料金改定にあたってですね、そういう状況をも十分踏まえて、基本的には料金の統一化を図ってまいりたいと考えております。

それと、料金の設定等の試算がどうなっているのかというようなお話をございましたが、今現在、そういう検討をしているところでございますので、このあとこの経営健全計画、あるいは施設整備計画に基づいて、それらの料金についても検討してまいりたいと、こう思ってございますので、よろしくお願ひします。

○議長（杉本博治君） 西方企業局長

【企業局長 西方文太郎君 登壇】

○企業局長（西方文太郎君） 4ページの水道事業の関係の若美の決算の関係ですけれども、補正で減額して、なおかつ不用額が出てございます。この部分につきましては、起債の償還が合併後にずれ込む関係がございまして、補正で減額した部分もございますし、不用額と、こういうふうな部分につきましては、合併後の3月22日以降に支払いが生じる部分については、それなりに16年度の新市の予算に送り込んだ関係上、こういうふうな形になりましたので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

○議長（杉本博治君） 再質疑ありませんか。2番

○2番（高野寛志君） 病院ですけれども、市長の答弁では、そういうことも視野に入れて今後取り組んでいくと。それで、いろんな意見を申し上げますと、そういう多少は前向きな答弁が返ってくるんですけれども、やっぱりどんどんやってもらって不退転の決意で進めていかないと、改革のスピードが非常に遅いと。ですから、やっぱりこれだけ我々も心配して、市民の皆さんも病院の経営については不安を抱いているものですから、やっぱり状況が厳しいようであれば時間をかけてかかるほどまた取り返しがつかないというか、難しくなっていくんですね。やっぱりよく考えてもらって、決めたらどんどん走って改善計画を立てていくと、そうしてもらいたいなと。とにかくスピードを上げてもらわなければ、これは大変なことになるんじゃないかなと思いますので、そういう点についても、またどんどんやってもらいたいとそう思います。

それから、水道の件は大体わかりましたけれども、ちょっと決算の資料を見ると、

大体26、7億の投資で、トータルでですね、固定資産とか、そういうものを見ると、トータルでそのぐらいなって、それで売り上げが約9千万ですね。そうすると、9千万で営業損益が毎年2千500万ぐらい赤字だと。補助金を出してどうにか間に合わせていると。それから企業会計としてね、やっぱり病院も水道もガスも企業会計ですので、市民から料金をもらって、公営企業としてやっていく、そういう企業会計の性格からいけば、もうちょっとね、やっぱり何10億も投資したらもっと生産性が上がるようなことでなければ、まず普通では考えられないことですよね。20何億も投資して2千500万、9千万しか売り上げがなくて2千500万赤字出していくと。それは、市民、町民に対するおいしい水を供給する、そういう福利厚生面の考えもなければいけませんけれども、企業会計というのは減価償却費も当然計上しなければいけない。そういうある程度利益を上げていくということを考えていかなければいけないんであればね、やっぱり投資と収益ということを、もうちょっとバランスを取って考えていかなければ、すべては一般会計に負担がきて、逆に今度一般会計の方が見動きが取れなくなっていくと。合併の計画の財政計画の中でも繰出金というのは、18億から19億、毎年そういういろんな会計に繰出金が非常に多くて全然減っていかないんですね。ですから、やっぱりこの水道会計にしても、もっと収益を上げる方法はないものなのか。前に三浦議員でしたっけ、これを大潟村ではいい水を欲しがっているので、売却して収入を上げる方法がないかどうか。何かかんかもうちょっとね、せっかくのいい水を持っているので、収益増につなげていくような方法等を考えられないものなのか、その辺についても、もう1回お願ひします。

○議長（杉本博治君） 佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） 病院の方でございますが、これからスピードをちょっと上げまして、その経営体の進め方について検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉本博治君） 小野企業管理者

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○企業管理者（小野忠儀君） 高野議員お説のとおり公営企業でございますので、当然投資と収益のバランスを保っていくということは、非常に大事なことではございます。

しかしながら、現状ではなかなかそうないといふうな現状でございますけれども、その改善策といたしまして、1つは水の今お話をございましたが、滝の頭の水の件につきましては、6月議会でもお答え申し上げておりますとおり、まず、私ども男鹿市の上水道における水源が、非常に現在管理していく面で大変な水源も数カ所抱えてございます。今現在、そういう水源も含めて何とか水量を確保しているというのが現状でございまして、当面は今若美の用途未定となっております4穴の分につきましても、まず男鹿市の上水道に組み入れてですね、それを全面的に男鹿市の方に使っていきたいと。それ4穴全部入っても、やはりそれでもまだ、ほかの水源から取らなければならぬというふうな現状でございます。それらにつきましても、いずれこのあとそういう水量、水源の調整等も整備計画の中で検討させていただきたいと思ってございます。今、検討させているところでございます。

それと、一般会計からの繰入金でございますけれども、これにつきましては、これまでと同様にルールに従って当然入れていただくということになってございますし、このあと、累積欠損金等につきましても、市当局まだ協議はしておりませんけども、このあと市当局とも協議をさせていただきながら、また議会と相談をさせていただきながら、一般会計からの繰り入れをお願いしていきたいと、こう思ってございます。また、若美の方ではまだ水道の加入率の方が非常に低くなっています。そういう点で、今、若美町が16年度末で水道の普及率が79.8パーセントとなってございまして、そういうことからいたしまして、加入率の向上を図ってまいりたいと。それから、合併協議の中で3年をめどに料金の統一化、再構築を図っていくという協定内容になってございますので、今すぐというわけにはいきませんけれども、このあと先ほども申し上げましたように、料金の値上げ等についても検討してまいりたいとこう思っています。それから、当然でございますけれども、人件費等の経費の節減に努めながら、何とかこの投資と収益のバランスを保ってまいりたいと、改善をしてまいりたいと、こう考えてございます。よろしくお願ひいたします。

○2番（高野寛志君） 終わります。

○議長（杉本博治君） 2番高野寛志君の質疑を終結いたします。

次に、6番吉田清孝君の発言を許します。6番

○6番（吉田清孝君） 議案第77号、78号の病院事業会計決算について、今、高野

議員からもいろいろご発言がありましたけれども、今回の決算を見てみると、病院、医師の常勤医師の2名の方々が退職されて、特に泌尿器科の先生が退職されて、そのことが損益2億何ぼですか、一番影響あるように感じるわけですよね。この泌尿器科の先生がいらっしゃれば、かなり改善されたのかなという部分があるんですけれども、結論言いますと、医師、常勤医師2名が確保されないためにこういう決算になったと。じゃあしかば、その常勤医師確保のために、どのような努力をされてきたかですね。これ10名ということで、二十何名いなければいけない部分がこういう形になってて、この事業報告書を見ても、2名が退職して非常に危惧したところであるけれども、幸い非常勤嘱託医師で対応し、医師充足率は60パーセントを確保している現状だと。かろうじてこういうふうな総括のあれを、報告書をしているわけですけれども、医師充足についての見通しについて、どのように考えられているか、来年の4月ですからね、今あともう見通しがつかないと大変だというふうに思うわけですけれども、それからですね、この決算書の中で内科なり、神経内科ですね、非常に収益を上げてる神経内科の医師が来年の2月で辞められるという話があるわけですね。そうすると、もう大変なんじゃないかなという部分で考えているわけですけれども、それらについて、この決算と併せてですね、どういうふうな医師のその体制といいますか、それらについて見通しを持っておられるのか。先ほど高野議員も申し上げましたように議会では皆さん心配しているわけで、いろんなことを提言しているわけです。この決算を見ても、例えばもう眼科とか、精神科だとか、中身見るとですね、精神科だとか、こういう部分については、もう民間、個人医院当たりだといろんな部分で辞められた方がいいんじゃないとか、市長、いろんな話今までいろんなこと言われて、高野さんに至ってはさっきも委託したらどうかとか、買うところがあったら売ったらどうかというぐらいまでの極論があったわけですけどもね、そういう平成10年の開院以来7年なって、私は、この市立病院の充実というか、それが船川の活性化につながるから、何とか頑張ってほしいということを言っているわけですけれども、結果を見ても全然改善されない。なおかつ、見通しが非常に危惧されると、こういうことについて、もうちょっとですね、市長ですね、この決算はまあまああれだけれども、今後のことも含めて、今までやってこられたこと、そして思うようにいかなかつたこと。これからどうしようとするのかですね、この際お聞かせ願いたいと思います。

それからですね、議案第82号、83号、84号の指定管理者制度について、市長の報告の中に説明書もそうなんですけれども、簡単に指定管理者に行わせるために今回の条例を制定すると。これ地方自治法が2003年に改正されて、指定管理者制度の導入についてなされて、私も、あの当初こういう制度ができて管理者制度の導入についていろいろ一般質問もしました。最近においては、同僚の吉仲議員からもそういう質問ありましたけれども、私今回びっくりしたのは、一気にですね、両方合わせて50近い施設について、指定管理者制度を導入するんだということがよくわからないんですね。この指定管理者制度を導入するにあたって、例えばこれ非常に重要なことで、行政運営の何といいますか、方針といいますかね、50何カ所も指定管理者をさせることによって、公の施設が、市民から見てどう変わるのか、どういうことでこういう部分を導入して民間に、民間なのか、どういうふうにやられるのか、その根本的なことの考え方方がちょっとわからないので、そのあたりをちょっとね、確認しておきたいなと思うわけです。

例えば、逆に言いますと、市民福祉部関係で10施設、じゃあ今回10施設ですけれども、公の施設で今回指定管理者制度にのらなかったのはどこどこなのか。若美総合支所で何施設とありますよね。部長さん方お答え願いたいのは、今回は指定管理者にのせなかった施設については、こういうものがありますと、これはこういう考え方で直営なのか、そういう方針でいきますと、そのあたりをお聞かせ願いたいと思います。

それから、法律を見ますと、公の施設の244条の2で、条例には指定管理者の指定の手続きを定めなければなりませんと。今回、まず指定管理者が行う管理の基準と業務の範囲はこの条例にありますけれども、この条例を私見た段階で、限りにおいては、指定管理者の指定の手続きというものが法律に規定されているけども、ないように思うわけですけれども、これがほかの条例でできますよということで、この管理者の指定の手続きについてないのかですね、そのあたりもお聞かせ願いたいと思います。

それからですね、指定管理者の指定を、今度この条例に基づいて指定するわけですけれども、これもまた当該地方公共団体の議会の議決を経なければならないと。この50近い施設について、いつ頃ですね、これ来年度からやるための今回の条例であり、いつ頃議会に対してこの管理者制度を、管理者を指定する条例を多分12月か3月し

かないわけで、そのあたりをですね、今後の考え方、どういうふうに考えてやっておられるのか。それから、まずね、この総括というか、本会議ですからね、非常にあまり中に入ってもあれなんですけれどもね、1つの例が例えばですよ、国民宿舎だとかね、まず産業建設部長にこれお伺いしたいんですけどもね、温浴ランドおがだとか、国民宿舎だとかという部分で、指定管理者になり得る、これから営利の指定管理者というのは、営利の法人であろうが、いろんな1つの例あればいろいろあるわけですよ、団体でも。どういうところがですね、想定しておられるのか。公募をするのかですよ。そうすると、非常に期間がないというか、ここを私産業建設部関係で見てみると、国民宿舎なんか、これどういう指定管理者をやって、どういうふうにやるのかなという疑問がまず出てくるんです。いっぱいあるんですよ。その中でもこういう部分について、具体的にこうなりますよと、こういうことを想定して、指定管理者をやるんだと、こういう部分を示していただきたいと思います。

それからですね、例えばこの機会に男鹿市農村の婦人の家、どういうふうに管理運営されてきたかわからないけれども、例えば所期の目的が達成されてですよ、1つのあれで、こういうものについては地区公民館的にしたほうがいいんじゃないとか、まずね、わからないですよ、農村婦人の家で、今公の施設どういうことやってどうだかという部分があったときにですよ、そろそろ所期の目的を達して、いわゆる行政目的を変更していった方がより効果的に利用されてこうでないかという部分がなかったのかどうかですね。端的に言えば、廃止も含めてですよ、そういうことが検討されたのかどうかですね。そういうことがちょっとわからないんですよ。

それからね、対議会に対して先ほど、これどこで答弁するかちょっと総務部長となれば所管なるけども、議会は指定管理者の、またこれからのね、議会2回もこれ関与という言葉、議会という言葉、ここに男鹿市としていろいろこういうふうに議案に出る段階でこれだけのことをするのにですよ、まず総務委員会でも1回も協議会もやったこともないし、どうしてこんなね、これが市民にとって非常にこういうふうになりますよという重大、重要な行政運営上ね、いろんなことがあるのに、なぜね、いろんなこの協議というか、そういうのがちょっとね、足りないような気がするんですよ。そのあたりね、大変、いい方向で行けばいいんですよ。いい方向で行くためにこれ導入すると思うんですよ。だから、そのあたりも含めてですよ、お答え願いたいん

ですけども、一番のあれは、今まで市で直営でやっていたことが、今度指定管理者になることによって、こういうメリットだからこういうふうにしたい、こういう部分の基本的なものの考え方があると思うんですけども、そこのあたりをね、お話しして、説明していただきたいと思います。

○議長（杉本博治君） 佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） 病院の方の件についてお答え申し上げます。

これまであらゆる手立てを使って医師の確保が最大の課題でございましたので、いろいろと活動してまいりましたが、なかなか右から左という具合にいかなくて、皆様に大変ご心配、ご迷惑をかけております。これまでどおりにやっててもいけないんじゃないかなと反省点もありますし、これからまた別の方法も考えながらやっていきますが、県の医務薬事課、その辺にも、自治医大からの派遣を今強力にお願いしているところですし、またいろんな別の角度からも頑張ってみたいと思います。また、今、2月で辞められる先生の補完につきましては、今その先生も大学の方にお願いしていただいておりますし、院長、私も足を運んでお願いしているところでございまして、これからも後継者につきまして、ぜひとも確保するように頑張りたいというふうに思います。いずれ、最大の課題でございますので、できるだけ何とかひとつ1人でも2人でも、今確保するように私も全力を尽くして頑張ってまいりますので、今しばらくお時間いただきたいと思います。なお、厚生連の方とも今いろいろと連携取りながら、医師の派遣もちょっとできないかということもお願いしてございます。今のところ週に1度、2度ということだけでございますが、今後その点でもちょっと努力してみたいというふうに思います。いずれ、何とか私も一生懸命頑張って1人でも確保できるように努めてまいりますので、ご理解賜りますようによろしくお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（杉本博治君） 板橋総務企画部長

【総務企画部長 板橋継喜君 登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君） 指定管理者制度についてお答えいたします。

まず、この指定管理者制度は、平成15年6月に地方自治法の一部改正によりまし

て創設されたものでありますて、まず出資法人等に管理を委託している公の施設については、18年9月までに市の直接管理とするか、または指定管理者制度に移行することというふうに定められております。この目的は多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するために、公の施設の管理に、民間事業者とのノウハウを活用しながら、住民サービスの向上や経費の節減を図ることを目的としていると、こういうふうに定められておりまして、今回の指定管理者制度につきましては、民間事業者とのノウハウを活かしながら、より効率的、効果的な管理をするということが1つ。それから経費の節減を期待するということでの今回の条例改正でございます。今回の施設そのものの全体の数は、公の施設が539ほどございます。そのうち今回48施設について、指定管理者制度を適応するという条例になってございますが、今回の改正は公共的団体に指定を、管理を委託している施設を中心に、今回この指定管理者制度に移行するということでの条例改正になってございまして、基本的に、まだこれから指定管理者になる施設、ふさわしい施設等々につきましては、これから行政改革大綱策定いたしますので、その中で今後また検討していきたいという考えであります。それで、この指定の手続きを定める条例、これも必要なわけでございますけれども、これにつきましては、既存、旧若美町の条例、指定管理者制度をとっている施設がございまして、その中で手続きが条例として定められております。それで、これを活かしているということでございます。このあと指定管理者の指定について議決をいただくということになりますけれども、この時期は早ければ12月議会を予定いたしております。それから、対議会に対する協議ということで、大変この点は私どもも配慮足りなかつた点で申しわけございませんが、ただ、今回の施設につきましては、これまで管理、委託をしている施設を中心にしての指定管理者制度の採用であるということでご理解をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（杉本博治君） 三浦市民福祉部長

【市民福祉部長 三浦正勝君 登壇】

○市民福祉部長（三浦正勝君） お答えいたします。

市民福祉部関係の公の施設でございますけれども、保育所関係で8カ所、それから幼稚園が1カ所、それから斎場、それから清掃センターと保健福祉センターがあります。この斎場、清掃センターについては、先ほど総務部長言わわれたとおり、その他の

施設も含めて直営ということで、今回条例改正には、この指定管理者制度に移行を考えていなかったわけでございます。それで、来年度以降についても、管理委託することについて、廃止、存続含めて検討しまして、管理委託の判断をし、その場合新制度、来年度以降、指定管理者制度に移行する必要があるというようなことで、自治法の定めに従いまして管理者移行制度にするための今回条例改正をするものでございますので、ひとつよろしくお願ひいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（杉本博治君） 山口産業建設部長

【産業建設部長 山口淨児君 登壇】

○産業建設部長（山口淨児君） お答えいたします。

産業建設部関係については、今、具体的に施設名を挙げて質問あったわけですけれども、まず国民宿舎男鹿については、基本的には公募をしたいと思っております。ただ、管理委託費がゼロ円でありますので、これについては、今もう一度、今土地開発公社と管理委託お願いしますけども、土地開発公社がいいのか、男鹿地域振興公社がいいのか、その辺もいろいろありますので、その辺については、今一度検討してみたいと思っております。

それから、農村婦人の家ですけれども、まだ償還が24年まで残っております、それまでは、まず移管はできないということで、その以降については、公民館的な利用が一番いいのではないかというふうに思っているところでありますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（杉本博治君） 再質疑ありませんか。6番

○6番（吉田清孝君） ええとですね、病院については、市長の言うとおりでありますね、やっぱりもうちょっと内部で、病院内部では月1回の幹部会とか何か開いてるらしいんですけども、私は市の方で何といいますか、どういう問題点があってどうだかという部分のいわゆるプロジェクトなのか何なのかちょっとあれだけれども、やっぱり真剣に議論するね、議論しながらどうだかという部分をやっぱり何がこうでこうだという部分をね、やる、そういう機関でないかもしれないけども、何かつくってですよ、そういう中で市長一人でやるというのは無理があって、医師の充足についても無理がある、じゃあ男鹿市の病院の経営がどうすればいいかと言ったら、市民も含め

た何かいろんな機関でね、どういう問題点があってどうで、こうすべきだという諮問機関的なものでもつくりながら、いろいろ協議してもらうというふうな方法だとかね、議会ではもうあといい、出尽してるぐらいね、こういう企業法も適応したらどうかとか、いろんな部分で話してるんで、それをじゃあ議会でこうすべきだという部分もないわけでね、ないということは、それを議会の特別委員会つくったほうがいいという人もいらっしゃいますよ、まずね。だけども、まず市の方で、専門的にいろんな部分で協議して、こうあるべきだという部分をね、そういう時期にきてるような気がするんですよ。そのあたりを検討してですね、非常に不安で心配な要素がいっぱいありますので、そういう点で頑張ってやっていただきたいということを要望しておきます。

それからね、まず総務部長、基本的なことですから、総務部長の答弁と産業建設部長の答弁と違うんですよ。公共的、今回の指定管理者制度については、公共的団体が管理委託してる部分についてやりますよと。それははっきり言うと、やっぱりこの指定管理者制度をあまりよく理解していませんよ。むしろ、産業建設部長の言うように、公募をして地域振興公社なのか、土地開発公社、今までどおりなのか、それから観光協会が参入してくるのか、いろんな業者がどうのこうのと。2003年、いわゆる総務省のね、行政局長の通達、通達というか、あれにはね、指定の申請にあたっては、複数の申請者に事業計画を提出させること。こういうまずね、通達きてると思うんですよ。ここにね、基本的な指定管理者制度の民間でやれるとこは民間でやって、そして市民も喜ぶ、やる人もいる、今の考え方でいくと、今までと全く同じ考え方で、総務部長が言われるような公共的団体に、ただね、1社からこうやってこういうふうにやって、指定管理者に指定しますと、そういう考え方では、なかなか12月議会もたないと思いますよ。そのあたりね、今回500何ぼある施設の中で48カ所ぐらいだというから、まずね、1割にも満たないあれですけども、さっき例えれば男鹿市の斎場でもですよ、民間の葬儀屋さんでもやるとすると、また違った方向で斎場が経営できるんじゃないかなという部分で、指定管理者制度導入したらどうですかとか、清掃センターだって今現在ね、10何人いる中に職員何人いますかといったら2人でしょう。あとは中身は8人ぐらいで、民間の方のあれでやってて、じゃあなぜあれ民間でできないんですかとかって、指定管理者使えないんですかと。それはもう清掃センター2、3年しかもたないからちょっとあれだとかって、いろいろ理由あるかもしれ

ないけども、そこまで考えた節が、今回のこの指定管理者制度導入にあたってはね、ないんですよ。要するに、来年の9月まで法律が期限あるから仕方なくてつくったという部分だとすると、行政運営上何ら変わらない。むしろね、この指定管理者制度を使って市内の民間活力だとか、いろんな部分で男鹿市が活性化したりそういう部分が出てくるだろうかなと思っても、これじゃ出てこないということでね、何のための指定管理者制度なのかというと、総務部長が言った公共的、今までと同じような人にやらせるための、こうだと、何変わるんですかと。温浴ランドおがに地域振興公社にやって、2千万のお金かけてね、運営委託してるやつが、今度全部やって料金どうなってどうだかという部分だとかね。指定管理者がみんなあともうほとんど権利義務というか発生するわけでしょう、だから、例えば今後のことでも何というの、指定管理者にするため市当局としては審査委員会なのか何なのかよ、単なる地域振興公社から出てきたから、こうだとか、こうだとかってはならないでしょう。原則はやっぱり公募でしょう。そのあたりが非常にね、ちょっと言葉あれだけれどもね、来年の9月にあわせたふうにしか見えないから、ちょっとお粗末じゃないのかなと。2003年からよ、やってからいろんな角度で研究てきて出てきたのかなというふうに見えないんですよ。私方、前にこの法律改正になったときから言っているでしょう。出てきたものは、こういうことだとするとね、非常に不安ですよ。そのあたりね、総務部長、さっきの公共的団体、今管理運営の委託してる部分にやるという答弁はね、私ちょっと納得いかないというか、今後どうなるのかね、どうなるのか、この施設の中で、今後48カ所に指定管理者、これ12月議会のこともあるけども、どういう方針でいくのかね、そのあたりをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（杉本博治君）　板橋総務企画部長

【総務企画部長　板橋継喜君　登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君）　指定管理者制度について、先ほど、私は出資法人等に限られていた公の施設の管理をですね、すいません、出資法人等に管理を委託している公の施設について直接管理とするか、指定管理者制度へ移行することとされているということで公共的団体に、今回移行して指定するということではございませんで、これまでそういう管理委託をしていた施設、これを指定管理者制度に、これを中心にして指定管理者制度にのせるということで、あくまでも受託者につきましては、公共

的団体のみならず民間も当然含まれるものでございますので、先ほど、私はそういう意味で、現在の委託するのが、管理を委託している施設が指定管理者制度に移行するという意味で申し上げましたので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（杉本博治君） さらに。6番

○6番（吉田清孝君） あのですね、じゃあ今この9月議会で、9月28日に最終議決されてね、12月にさっき指定管理者の議会にかけるという段階で、やはりさまざまにこの施設の中で、市民なり団体なりいろんな部分に啓蒙するということは非常に期間がなかつたりですね、男鹿市にそういうほかのところはNPOだとか、いろんな部分で団体があって、そういう土壤が生まれてゐるのかなと。さっき言ったように限られているんじゃないかと。だけども、もうちょっと時間あれば前向きによ、1年ぐらい前だったら、営利法人でも会社でもよ、あれ温浴ランドおがでもますよ、こういう事業計画でやってみたいなという部分があると思うんですよね。それにしては、あまりにも期間が短いし、大体これ12月の期間だって、温浴ランドだとか何かであれば1年、2年の契約にはならないでしょう、ますね。そうでないとあれだから、5年だと、非常にこうね、そういう面でね、大変なあれが潜んでますよ、私方そういうこと心配してますのでね、そこのあたりを十分に対応していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（杉本博治君） 6番吉田清孝君の質疑を終結いたします。

次に、26番船木正博君の発言を許します。26番

○26番（船木正博君） おはようございます。

私からは、2点ばかり質問させていただきます。

おととい、一般質問でも取り上げましたけれども、アスベストの問題ですけれども、これはいろいろ広範なことに、いろいろかかわっていると思いますので、この前1つ質問ちょっと忘れた部分ありましたので、この場をお借りして質問させていただきます。先日の報道ですか、あれによると県の分析検査が必要とされた施設の中で、男鹿市関係で水産振興センター、それから船越中継所機械室ですか、あそこがのっておりましたけれども、そちらの方の、これは県の施設でございますけれども、本市の方には、県の方からの説明とかはあったのか。それから、その後、そういう処理はどうなっている状況なのかということ、もし本市で知り得る部分がありましたらお知らせ願い

たいと思います。

一応市の中にあるということで、男鹿市の住民も勤務されているとは思いますが、その辺の施設のところの現在の状況のところをちょっと教えていただきたいなと思っています。

それから、議案87号ですけれども、この中に、ちょっと細くなつて申しわけないんですけども、観光案内機能施設整備事業費534万円の設計というところが、設計料ということで入っておりますけれども、これは設計の段階で測量ですね、測量設計等と書いてあります。測量のその範囲ですね、その辺どの辺のところを測量なさるのか。それから、一応実施設計から完成までに至るまでにどのくらいの期間を見込んでいるのかですね、その辺のところお知らせ願いたいと思います。

以上、2点ばかりお願ひします。

○議長（杉本博治君） 三浦市民福祉部長

【市民福祉部長 三浦正勝君 登壇】

○市民福祉部長（三浦正勝君） アスベストの件の県の水産振興センター、それから船越のポンプ場、この件でございますけれども、いずれ市の方に対しては、その改善方のそういう対応策についての連絡はきておりません。ただ、周辺にそういう不安が当然あるわけでございますので、今後につきましては、十分県の方と情報取りまして、さらに市民の方への周知についても、今後努めてまいりたいと思いますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

○議長（杉本博治君） 山口産業建設部長

【産業建設部長 山口淨児君 登壇】

○産業建設部長（山口淨児君） 観光案内施設についてお答えいたします。

まず、この施設の建設の目的ですけれども、なまはげをモチーフにした歓迎モニュメントを船越地区に設置し、また、観光情報を提供する観光案内所や公衆トイレを建設し、さらに季節の花々等が楽しめる公園を整備し、訪れる観光客になまはげの里を強くアピールし、観光地男鹿としてのイメージアップを図るということです。それで、今回、9月補正に534万円をお願いしておりますけれども、その中身ですが、まず、造成工事測量設計314万円、それから建物基本設計が110万円、ボーリング調査が110万円の計534万円をお願いしているところであります。それで、

建設の日程等でありますけれども、まず18年度までの2年間で完成させたいと、こう思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

面積については、現在二町歩を予定しておりますけれども、ただ、あの周辺、アカシヤとかグミとか茂っておりまして、その辺も、また利用した公園にもしたいなと、そういうふうに考えておりまして、今、県と用地、面積について、協議しているところでありますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

○議長（杉本博治君） 再質疑ありませんか。26番

○26番（船木正博君） 観光施設の方、詳しく説明いただきありがとうございます。

18年度完成ということで、しっかりマニュフェストじゃありませんけれども、しっかり予定を立ててやっていらっしゃると、そういうふうに感じました。くれぐれも延びないようにお願いいたします。

それから、県の方からも何も説明ないということは、県の施設だからそういうのなのかなと、現地の方には、やっぱり説明はこないものなんですか、こういうとき。これは、やっぱりその辺の周りの人のいろんな健康も考えれば、やっぱりまず、これは県の方ですけども、市の方に説明あってしかるべきだと思うんですけれども、この辺、市の方になっていってもしょうがないんですけども、その辺のところも県の方と連絡を取り合ってですね、状況も、やっぱり市の方でも把握しておかなきゃいけないと思いますので、その辺のところを、また考えてほしいと思います。ということで、説明はいりませんので、以上で終わらさせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（杉本博治君） 26番船木正博君の質疑を終結いたします。

次に、3番夏井清勝君の発言を許します。3番

○3番（夏井清勝君） 私からは、2点質問させていただきます。

その1点目は、金川川と保量川の改修工事についてであります。要望も含めて質問いたします。金川川、保量川とも昨年の秋の台風でも川が氾濫して周辺民家住宅が床下、床上の被害を受けたわけで、まだ1年もまだたたないうちに、またということで、まず被災者の方々はショックと不満で怒りが頂点に達しております。過去に遡ればね、今から30年くらい前からこういうことが起きておるということで、通算すると5回から7回もこういう被害を受けているということ、そういう話をしています。こうな

ると、天災というよりは、もうまさに人災だと私は言わざるを得ません。市はこのことを踏まえて、今まで何をしてきたのか。これをお答えください。

それから、改修工事についてですが、18年度実施設計、それから19年度工事着工と答弁しておりますけれども、被災者の方々は1日も早い着工を切望しております。

そこでお願ひですが、この事業の前倒しを何とかできないものでしょうかね。まだ9月中旬ということで、これからも、まだまだ台風の発生も予想されます。1日も早く枕を高くして寝れるようにひとつ善処の方をよろしくお願ひしたいと思います。

あと、保量川については、市長は川底1メートルぐらい下げて、それで何とか対応するような話です。私は、それで万全なのかなってちょっと疑問を持っておりますので、その点も含めてひとつお答えください。

次に、2点目、私指定管理者制度を考えておりましたけれども、吉田議員が質問しましたので、私は重複しない部分で質問したいと思います。

18年度以降の導入ということありますので、当然この制度そのものは民間業者、公の施設の管理をこの改正によってね、民間事業者、あるいはNPOもやれるということになったわけですけども、当然そういう説明会も事業者に対しての説明会もやらなければいけないと思うし、市民に対しても今度18年度以降は、こういう施設は、指定管理者制度、そういう周知も当然やらないといけないと思うのでね、その点あたりのスケジュール等についてもお知らせください。

それから、今、施設が539カ所ですか、あるそうですけれども、いずれはこれ、今第1段ということで、第2段も含めれば、この振り分けはどういうふうにしてね、指定管理者制度にする施設と、それからこの部分はこの施設は直営で残すんだと、そういう振り分け基準というものが、もあるならば教えてもらいたいと思います。

それから、まず例えばですね、ある施設の管理に3者の応募があった場合に、どういう選定基準のもとに、そういう業者を選定するのか、それに対しての選定委員会というか、そういう似たようなものでも、これからつくる用意があるのか、その点についてもお尋ねいたします。

以上です。

○議長（杉本博治君） 山口産業建設部長

【産業建設部長 山口淨児君 登壇】

○産業建設部長（山口淨児君） お答えいたします。

まず、川の氾濫、あるいは決壊による被害については、これまでもたびたび金川川、それから保量川、被害あったわけですけども、まず、私どもも黙って手をこまねいていたわけではないんですけども、まずは、あそこを改修するには双方とも、両方ともかなり、こんなことを言つては失礼ですけども、大規模な改修が必要で、まず財政的にも非常に厳しい面もあったということもあります。それで、いろいろ工法等もいろいろ検討した結果、18年度から取りかかって、まず20年度までには完成したいという方向性を出したわけですので、ひとつその点ご理解いただきたいと思います。

○議長（杉本博治君） 板橋総務企画部長

【総務企画部長 板橋継喜君 登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君） 指定管理者についてでありますけれども、まず今後のスケジュールでございます。この9月議会で議案、条例案がとおりますと、このあと各部局での公募になります。公募の段階で事業者等への要綱等をつくっての公募ということになります。そのあと業者を公募して応募した業者についての選定委員会、これを、業者を決めるための選定委員会を設けます。この中で業者が選定されていくということになります。その後12月議会の方にこの業者の指定管理者の指定の議決をいただきたい。そういうスケジュールでございます。それで、その後業者との協定書で4月からは移行する、指定管理者制度へ移行していくと、この間に説明会、あるいは市民への周知を図っていくということになりますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、もう1つ、今後の、今回の条例、施設以外の施設につきましては、これから行政改革大綱を策定していきますので、その中で検討されてもらえるというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（杉本博治君） さらに質疑ございませんか。3番

○3番（夏井清勝君） 山口部長の答弁からいくと、これ金川川、保量川とも18年度やるということですか。あくまでも19年度でしょう。今のあれでいけばね。これは何としても前倒しということはできないということですか。今のあれでいけば。

○議長（杉本博治君） 山口産業建設部長

【産業建設部長 山口淨児君 登壇】

○産業建設部長（山口淨児君） 大変失礼いたしました。あくまでも19年度着工、20年完成ということで、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（杉本博治君） さらに質疑ございませんか。3番

○3番（夏井清勝君） この話本当に被災者の方々に報告すれば、がっかりすると思いますね。だってね、今の30年間のお金かかるからってやらなかった。今やっとか、こう本腰を入れるという、そこあたりが大体間違ってないですか。やる気あればもっと先にできたでしょう。私はそこを言いたいんです。その場限りできたと思いますね。それで、当時古い時期、今から30年ぐらい前だと10年に1回ぐらいか、その床下、床上まで水が上がらなかつたから、その場その場で、私は逃げてきたんじゃないかなと。行政は、私は怠慢だと思いますよ。本当に人災、天災じゃなくてこれは人災だと思いますね。まず、市長の考え方ひとつ聞きたいと思います。

○議長（杉本博治君） 佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） これまで、川の方の改修、一応計画的にいろいろとあちこち全地域にわたってありましたし、いろいろ、それぞれ川の方手当てをしてきたかと思います。ここまでくるまでにいろいろ経緯があって、こうなってきたかと思います。確かに怠慢もあったかもしれません。その辺はお許しいただきたいと思います。今後できるだけ早く改修できるように頑張ってまいりますし、きのうも申し述べましたが、それぞれ今被害が継続して出ている金川川と保量川の地域の皆様と協議をいたしました、まず、できるまでの間どういう対応ができるのか、皆さんのお希望を聞きまして、そして対応していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（杉本博治君） 3番夏井清勝君の質疑を終結いたします。

次に、22番笹川圭光君の発言を許します。22番

○22番（笹川圭光君） 私からも川のことで質問します。滝川河川の件ですけれども、金川に負けないぐらい、おら方の川は氾濫回数が多いんです。昔から。このたびも杉下地区、山田地区にも床下、床上までいかなかつたかもしれないけども、そういうふうに上がっておりますけれども、船川地区の方は来年から設計して19年度着工と、

男鹿中の滝川河川から比べればうらやましいくらいですけれども、滝川河川の土砂の除去とか、そういうのは、男鹿中振興会でも前から陳情はしておりますが、その都度、県には要望しているという回答を伺っておりますが、今、環境美化運動とか、そういうふうにも騒がれている時代です。川を綺麗にするとか、そういう言葉もありますけれども、うちの方の川は、川と言えないくらいの川でありますと、川の中に島ができる木が生えたりして、川の役目を全然してないから、川が氾濫する一部もあるのではないかと思います。それでですね、今まで県の方にどのような要望をしてきたのか。どのくらい県にお願いに行ってなのかお伺いしたいと思います。

それと、この前の9月7日の台風ですか、台風終わってから川の水に泥水が流れてきてるんですけども、工事も何もしていないようですが、その原因は何なのか。それとこの前の大降雨水だったとき、ダムを開けていたというようなことを聞いておりますが、その辺はどうなのか。

それから、病院の未収金についてお伺いしたいと思いますが、年度別の未収金、それをお知らせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（杉本博治君） 山口産業建設部長

【産業建設部長 山口淨児君 登壇】

○産業建設部長（山口淨児君） 滝川河川についてお答えいたします。

ちょっと、これまで何回程度行ったかちょっと資料ありませんので、それはあとでお知らせします。まず、あそこの川は県管理の河川でありますと、これまでも県に何回となく土砂の排除や護岸の嵩上げなどについていろいろ要望してきたところであります。今後とも引き続き要望してまいりますけれども、18年度から一部取りかかる箇所もありますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。その箇所についても、あとでまたお知らせしたいと思います。

それから、ダムが開いてあったのではないかということありますけれども、ダムは開いておりませんので、よろしくお願ひいたします。

すいません。答弁漏れまして、泥水については、やはり瞬間的な大雨によって両岸の土砂が流れたものとこう思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（杉本博治君） 船木みなと市民病院事務局長

【みなと市民病院事務局長 船木宏君 登壇】

○みなと市民病院事務局長（船木宏君） 病院の未収金ということで、窓口での個人負担の未収金というご質問という受けとめ方でお答え申し上げたいと思います。

それで、未収金につきましては、17年度決算で入院では1千701万1千円ほど、外来では86万9千円、あわせて1千788万ほどございます。年度別でございますけれども、千円未満は切捨てさせていただきたいと思います。

平成5年度分が48万5千円、平成8年度が49万4千円、平成9年度が16万5千円、平成10年度269万、平成11年度81万、平成12年度144万4千円、平成13年度275万5千円、平成14年度354万6千円、平成15年度228万9千円、平成16年度319万8千円となってございます。これは5月末現在の数字ですが、その後、いろいろまた請求したり徴収もあったりして、そのうち8月末現在では105万7千円ほど収入となってございます。

以上でございます。

○議長（杉本博治君） 再質疑ございませんか。22番

○22番（笹川圭光君） 病院の方は所管ですので、委員会の方でまたお尋ねしたいと思います。それで、泥水ですけれども、台風過ぎてから7日あたりから、きのうまた雨降ってあったけども、ずっとまだ泥水流れてきてるんですけども、何か噂によればダムを洗ってるとかというような話も伺っておりますけれども、それで何かヘドロを流しているとかというような話も聞いておりますけれども、そこら辺何となってるんですか、違うんですか。

○議長（杉本博治君） 山口産業建設部長

【産業建設部長 山口淨児君 登壇】

○産業建設部長（山口淨児君） ダムは開いておりませんので、そういうことはないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○22番（笹川圭光君） 終わります。

○議長（杉本博治君） 22番笹川圭光君の質疑を終結いたします。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。ほかに質疑はありませんか。

訂正したいところがあると言うから、山口産業部長

【産業建設部長 山口淨児君 登壇】

○産業建設部長（山口淨児君） 先ほど、私保量川と金川川の完成を20年と申し上げましたけども、21年度でありますので、ひとつよろしくお願ひいたします。大変失礼いたしました。

○議長（杉本博治君） 10番中田俊雄君の発言を許します。

○10番（中田俊雄君） 通告しないで大変申しわけございませんが、2点だけお聞かせ願いたいと思います。

まず、1点は男鹿温泉郷整備事業ですか、この予算ということでまたやっておりますが、議案なっております。そこで1つお伺いします。アスベストの問題もちょっと兼ねて聞きたいんですが、噂ですと旧プリンスホテルの廃屋にかなりのアスベストが使われていると、このように伺っておりますが、持ち主が非常にややこしいと。再三、昔から私聞いております。でも、やはり持ち主はいるはずなものですから、その持ち主に対して、例えば市長の書名でもって、こういう問題が発生しているので、早急に解体してくれとか、対処してくれと、このように通告してあるかどうか、これまづ1点です。

それから、もう1つは集中豪雨によってという災害復旧費、これ書いてあります。先日の台風のときには建設課の方には大変中町のポンプ場に対してはお世話になりました。私も2時40分からいって6時10分まで、完成するまでずっと立ち会っておりましたけれども、非常に何というんですかね。不安な気持ちで見ておりました。それはなぜかといいますと、まず国道101、橋の中央から下までの面積、それから十数年前にできましたジョイフルからヤマキ、そしてアマノ、スーパーアマノですね。それからさらには新地という一帯、それから西町という部落のいわば団地ですね。その総合的な面積がすべてあそこに集まっているわけです。ここに1つ非常に問題があるなと思うのは、やはり国道ですから、まず国の責任があります。そして開発許可出したのはどこなのかと。その下水道に対しての対処が何もない。そういう被害というのは果たして天災なんでしょうか。これについてひとつお答え願いたいと思います。

○議長（杉本博治君） 三浦市民福祉部長

【市民福祉部長 三浦正勝君 登壇】

○市民福祉部長（三浦正勝君） お答えいたします。

温泉郷にあるプリンスホテルのアスベスト不安に対する対応でございますけれども、

私の方で地域の方からアスベスト使われているというような、そういう情報が入りまして、私の方で調査をしまして、所有者に対しては解体も含めて周辺住民が心配しているというようなことで、その対応方についての依頼の文書を差し上げております。通知しております。内容ですけれども、7月25日の日に担当課と、観光課の担当が使用状況を、内部を確認したと。それでその後、プリンスホテルの所有者、債権者、文書で改善依頼を通知しています。その後も周辺住民に対しては不安があるというようなことで、私どもの方で飛散の状況、そういったものを考えまして、内部の対応方について対処するという計画でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（杉本博治君） 山口産業建設部長

【産業建設部長 山口淨児君 登壇】

○産業建設部長（山口淨児君） お答えいたします。

船越中町の浸水については、きのうも市長も答弁申し上げましたけれども、このあと雨水対策として、下水道事業で整備したいということあります。それで、まず18年に来年ですね、基本調査を行い、あの辺一帯の基本調査を行いまして、19年には実施計画、それから20年には着工したいということで県と協議しておりますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

○議長（杉本博治君） 再質疑ありませんか。10番

○10番（中田俊雄君） まず、アスベストの方の問題ですけども、これは大きな社会問題になっておりますので、ただ単なる通告だけでなく、裁判もしかりとぐらいのことで、思い切った行動をしませんと、相手も応じてくれないんじゃないかなというような気がします。やはり、市長もその辺は自分の何というんですか、温泉、観光というものをメインにしてやっているわけですから、その辺もきっちりとした対応をしていただきたい、相手にも、やはりそれなりの社会問題を解決するためには協力してくださいというようなことも、やっぱり市長というものの立場でおいてやっていただきたい、このように思います。また、裁判もしかりだと思います。

それから、中町の問題なんですけども、確かにきのうの佐藤巳次郎議員の質問に対し、市長、非常に懇切丁寧に答えていただきましたけども、私が言いたかったのはやはり国道も関係しているということなんです。やはりその面積というのは膨大な面積なんだということも申し上げたかったわけです。ですから、確かに聞きませば、きの

うから答弁同じで 20 年ということですが、さっき夏井議員も非常に怒っておられましたけども、遺憾に存ずると言っていましたけども、同じことであり、やはりそれまでの間、やはり住民が不安を抱えたまま暮らすのかなということは、もう同感でございます。やはり、きょうも僕朝起きてポンプ見てまいりましたが、非常に元気よく回っていました。ですから、きょうの雨ぐらいならば何とかなるなというような感じはしましたけども、その辺をもう少し当局も考えていただいて、ちょっと強い雨が降ったら必ず出掛けて行って、やはりポンプのリースの手配をするとか、そういうものは原則にお願いしたいなと、こういふうに思っております。それをまずお願いして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（杉本博治君） 10 番中田俊雄君の質疑を終結いたします。

ほかにございませんか。 20 番

○20 番（安田健次郎君） 本来通告すべきだったんですけど、ちょっと申しおくれまして、それで、質問しようと思ったものについては、管理者の問題です。前段、お2 人の質疑がありました。省略するところは省略しますけども、少し答弁の関係で質問させていただきたいなというふうに思うんです。1つはこれ 03 年、来年度まで全部移行せよと、全部移行せというか、定めよということになりますけども、この狙いは、いわば財界が提案してきた民間、官でやれるものは民間に委託せよという経団連の諮問を受けて、審議会で策定されて、急遽つくられた制度ということは十分ご存知だろうと思うんです。それで、要は私質問したいのは、いわゆる今まで委託していたものが、なぜ管理者、管理制度に移行させたということについてどうお考えになってるのかなという市長の所見をちょっと聞いておきたいなというふうに思うんです。というのは、これから相当数の施設に対しての管理が議論されるわけですけど、基本的なこととしてね、問題は、その料金とか、利用者の伴う者の施設が違うわけですけれども、その施設のものによって、どうその管理者を公募するなり定めていくかという点で、一概に言えない部分があるんですね。要は、簡単にわかりやすく言うと草刈り程度であれば、誰か個人に頼んでもよろしいわけですけれども、要はさっき言ったようにその簡保とか、いろんな温浴ランドですか、いろんなそういう市民が利用したり、料金が伴うものについて公募して、いわば市外の営利、もっとも営利を目的とする人が参入してきた場合、さっき審議会を設けて審査すると言いましたけど、そこ

が問題だと思うんですね。そこできちっとやっぱり男鹿市内の業者、いわば民主的な、市の意向が伴うような、そういう業者選定をしないと、ややもすると、この改定の狙いにどっぷりはまっちゃうという嫌いがありますので、この際、これから問題になると思いますので、基本的なこととして抑えておきたいと思うんです。ですから、これは市長さんに聞きたいんですけども、今までの委託からなぜ管理者に、管理者というのは代行できるわけですから、料金も設定することができるし、すべて、相当の権限は持たされます。それで、利用料金も当該管理者に収入として収受させることができるとか、利用料金の指定管理者が定めるものとするということ、非常に強い権限、そこに管理をされた場合、市長以上のいろんな利用者の不便とか、利用とか、そんなことよりも、営利を目的とすることの権限が与えられます。この点で、今まで委託していたものを管理者制度に移行されると、その嫌いがありますので、この点については基本的な点できちっと抑えておきたい。いわば市外の営利目的の団体をなるべく、極力避けるように、極力市内の民主的な団体、あまり営利を目的としないように、そういう配慮、それから、また市民団体の方にさせるべきではないかなというふうに思うんです。この点だけ、基本的なものだけ抑えておかないと、このあと相当数の数について一つ一つの賛否両論がありますので、この基本的な考え方を市長から伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（杉本博治君）　板橋総務企画部長

【総務企画部長　板橋継喜君　登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君）　指定管理者制度でございますけれども、まず、この指定管理者制度は、先ほど申し上げましたけれども、民間業者等々も含める原則公募という形での設定されております。それで、この指定管理者制度は、市が管理している施設、これを直営で行うか、あるいは管理を委託している施設については、もうすべて指定管理者に移行しなければいけないということになってございまして、どちらかの選択をせざるを得ないと、そういう制度になってございます。そういうことで、今回は管理を委託している現在の施設を中心に指定管理者制度に移行をするということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

それから今後の今質問の中、今後の業者選定等々でございますけれども、これは原

則公募ではございますけれども、合理的な理由がある場合は、公募をしなくてもいいといいますか、そういう項目ございます。ただ、いずれにいたしましても、原則は公募ですので、その選定委員会の中で例えば業者を限定することはできませんけども、例えば優先するというようなことは可能かと思いますので、そこら辺は、これから研究させてもらいたいと思います。

以上でございます。

○議長（杉本博治君） 再質疑ありませんか。

○20番（安田健次郎君） 市長にお願いしたわけですけど、部長さんが答えるとすれば、さっきあの答弁で部長さんがね、いわばサービスが行き届く、しかも簡素で効率的なことが運営ができるためのさっきも吉田議員さんの質問に答えてました。要は、私が質問している趣旨は、民間の営利を目的とする団体が入ってくると、部長さんが答えた答弁と噛み合わなくなっちゃう、その懸念をしてる。ですから、基本的な考え方、なぜ委託が代行できる管理者制度に移行したかって、その所見の基本的なところをどう考えているかという点で質問したんです。最初の問題。

さっき板橋部長さんは、さもバラ色になるような答えをしたんです。ところが、これ使い分けを間違うと、非常に不便になっちゃって利用料金が高く設定されたり、反感を買う可能性があるんですよ。そのことで所見を伺ったんです。あと運用の問題については、中身わかります。要は、制度の問題については中身わかります。要は運用の問題ですけども、最初の基本的な本当に間違えば不便なり、利用料金が高く設定されたり、嫌いがあることについての防御策としての考え方を聞かせていただきたいと思います。

○議長（杉本博治君） 板橋総務企画部長

【総務企画部長 板橋継喜君 登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君） 指定管理者制度で民間、公募という形の中で、今回例えば料金の設定等々になりますと、当然料金、募集の仕方いろいろあるんですけども、料金を上限がまず定められます。その中で当然いくらにするというような協議は市にくることでございまして、そういうところで制限はしていけるものと考えております。ただ、より今回の目的は民間のノウハウも入れながら、効率的な管理ができるのではないかと。あるいは経費の節減も、それによってできるんではないかという期

待がありますけれども、いずれそういう料金については、上限等がございますので、そこらは市の方でも注意をしながらやっていくということになりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（杉本博治君） さらに質疑ございませんか。20番

○20番（安田健次郎君） 料金が今までよりも安く設定できるとか、もっと利用しやすくなるような期待ができるという答弁じゃなくてね、それ以下にならないと、このねらいが、市でやる要素がなくなっちゃうんですね。今までよりも、簡素化されて安く設定されたり効率的になるということじゃないと、期待じゃ困るんですね。ですから、私あえて質問してるんです。そうならないようにということで、守りますという答えじゃないと納得できないと思います。

○議長（杉本博治君） 板橋総務企画部長

【総務企画部長 板橋継喜君 登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君） いずれ料金につきましては公募いたしまして、公募の仕方はさまざまあると思いますけれども、その中でどういう運用できるか、また、あるいは運用を膨らました形で、これ以上のサービスをしながらやってくれるということもありましょうし、そういうさまざまな中で決定されていくと思いますけども、私どもの方としてはできるだけ経費の節減、これは期待するということで注意をして見ていきたいと思っております。

以上でございます。

○20番（安田健次郎君） 終わります。

○議長（杉本博治君） 20番安田健次郎君の発言を終結いたします。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時44分 休憩

午後 1時 3分 再開

○議長（杉本博治君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま市長から、特に発言したい旨の申し出がありますので、これを許します。

佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） 貴重な時間をいただきまして、昨日、佐藤巳次郎議員からご質問がありました旧簡易保険保養センターの入湯税について発言させていただきます。このことにつきましては、平成12年10月17日に行われた入湯税徴収事務実情調査により、日帰り客は課税対象外としていた事実を把握し、市では同センターに日帰り客からも徴収し、納付するよう指導したものであります。しかしながら、同センターでは営業許可が一般公衆浴場となっており、市入湯税条例第3条第2号の規定する課税免除の対象になるとの見解であり、日帰り客の入館料400円には入湯税を含んでいないものとして、納付していなかったものであります。その後、何度も交渉し、秋田中央保健所及び県市町村課の見解等を説明した結果、平成15年4月1日から徴収し、納入することで合意に至ったものであります。平成10年12月1日から15年3月31日分までの徴収、納入しなかった入湯税については、見解の相違等一連の経緯もあり、また遡及して課税した場合、入湯客から徴収することは難しく、すべて同センターの負担となることから、当時の経営状況を考えるとともに、今後の観光振興に寄与していただくことも考慮し、15年4月から徴収、納付について合意したものであります。現在、入湯税の遡及については難しいものと考えております。いずれにいたしましても、諸処の事情を考慮してのことですが、その処理に時間を要し、ご指摘を受けましたことは誠に申しわけなく、深くお詫び申し上げます。今後、課税客体の把握に努め、適正な課税、徴収を図ってまいりますので、ご高配の上ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（杉本博治君） 1番

○1番（佐藤巳次郎君） 私から、ただいまの市長の発言について、質問させていただきたいと思います。

ただいまの市長の発言は、この4年半近くの入湯税は取ることは困難だと、こういう話であります。私は、この問題も含めて市民感情からいけばですよ、大変なやっぱ

り問題じゃないかなと。簡単に言えば、ごね得すれば納めなくてもいいという結果になるわけですね。非常にやはり問題の多い、税金だけでない、いろいろな問題が波及されるんじゃないかなと思っているところであります。そこで、一番の簡保側で支払いを、入湯税を納付しない一番の原因は、一般公衆浴場の許可を得てると、これで支払いをしてないということだと思うんですね。それで、この男鹿市入湯税条例、こればかりではなく地方税法にも入湯税の条例も、法律もありますけれども、この入湯税条例を見てもですよ、第2条に入湯税は鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課するということになっているわけですね。それで、納税義務者というのは簡保側ですね。鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならないということがあるわけですね。この一般公衆浴場の許可を得てると。この条項は第3条にあります。次に掲げるものに対しては入湯税を課さないということで、その2つ目として共同浴場、または一般公衆浴場に入湯するものと。この2条にはちゃんと鉱泉浴場の場合は取らなきゃいけないということ、これが今簡保側は温泉でありますから、当然課するということになるわけですね。この3条のこの一般公衆浴場というの、この規制というか、この条項を設けたということはね、言ってみれば鉱泉以外の浴場ですね。入湯税ということですから、必ずしも温泉ばかりというとらえ方でないという思いの中で、私この条項が出てきてると思います。そういうことで、一般、まず公衆浴場、銭湯とか共同浴場については課さないということを、あえて付け加えた条項だと思います。これを縦にとって払わないということにはなっていかない。誰が見てもですよ。それじゃ、この条項当てはめて払わないということにはなっていかないわけです。そういうこともどうか知りませんけども、少なくとも簡保側ではね、宿泊客からは取っているわけですね。宿泊客から取る、本来であれば一般公衆浴場だということであればですよ、宿泊からだってこの入湯税は取られないわけでしょう、本来であればですよ。それは取ってちゃんと納付してるというわけで、あなたの方では。泊まり客は取ってて、日帰り客は取らないという話にはなっていかないわけですよ。そこら辺いろいろ話し合いをしたと言っても、ずるずる今日まできて、この平成15年まで引き延ばされてきてるわけですね。それで、平成10年12月にオープンして、税務調査が平成12年のいつだったですか、10月だったですか、に税務調査をやったと。ここ約2年、1年何ヵ月、2年近くの分ですよ。当然、市の方では簡保が温泉出たこ

とも承知だし、そしてまた、入湯税も宿泊客の分については払ってきているわけなん
で、日帰り客も当然いることは市の方で当然把握してるわけですね。それを2年近く
もそのまま放置してたというところに非常にやっぱりずさんな事務が指摘されると思
うしね。そういうことからいってですよ、市の方では困難だという理由がちょっとわ
からないんですね。これからだって簡保、男鹿の簡保は閉鎖してなくなつたわけだけ
れども、その上部団体等があるわけですから、十分話し合いの余地はあると思うんで
すよ。そういうことで、市の考え方をね、今の市長の答弁でなくて、答えでもっと取
る方法でね、対応していくことが必要じゃないかという考えを持っています。

それから、この問題について、監査委員の方に聞きたいわけだけれどもね、この問
題については一度も相談なかったものなのはどうかですね。当然、やはり監査委員の
立場からもですよ、この簡保の入湯税に対する税の把握が当然必要であったんじゃな
いかなという気がしますけれども、どうであったのかですね。そこら辺をひとつお聞
かせ願いたいと。

それと、この平成15年4月1日からは1年間取ったと。それでこの取る段階でで
すよ、過去の分はあといいということでの話し合い、決着が着いたのかどうなのかで
すよ。あなたの方で過去の分はいらぬからまず1年間だけ、1年間だというか、ま
だ閉鎖のあれでないからあれだけれども、15年から払いますよということで、過去
の分はいいということの結果が、この市長発言になっているものかどうかですよ。そ
こら辺もひとつお聞かせ願いたいんです。ですから、あと取らないとなればですよ、
言ってみれば相手の主張を認めることになるんですよ。あといらんんだということ
になれば、相手の主張、一般公衆浴場だからと。それで、そのとおりだということに
なってしまうでしょう。これは大変大きな問題ですよ。そこら辺を一度まずお答えし
ていただいて、またお聞きしたいと思います。

○議長（杉本博治君） 佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） お答え申し上げます。

当時、ちょうど簡保が全国的に経営が難しくなってきて、男鹿の方ももしかしたら
辞めるかもしれないという話も一時出ておりまして、大変経営が厳しいというお話を
伺っておりました。そういう中で、男鹿の方は国定公園にある、観光地にあるその

国定公園にある簡保は、全国的にも大変貴重な存在だし、ぜひ存続させていきたいというお話も簡保の方から伺っておりました。そういうことで、当時、ぜひこの施設は男鹿に置いてもらいたいし、このままあまり経営も大変なようだし、その辺を参酌いたしまして、また、今までの分というよりも、この先ずっと払ってもらうという考え方の方がいいのではないかと、そういう考え方の中で遡らず、今後ぜひ納めていっていただきたいと、そういう話になった経緯があります。そういうことで、これからまた改めて求めるのは難しいかなとなってるわけでございまして、その辺、ご理解いただければありがたいと存じます。

以上でございます。

○議長（杉本博治君） 加藤監査委員

【監査委員 加藤金一君 登壇】

○監査委員（加藤金一君） お答えいたします。

この件につきましては、文書で残ってるかどうかということでちょっと調べましたけども、記録にはございません。したがって、当時、当局から見解を求められたということは、これ記憶でございますけども、ないと思います。それで、あとで再調査しますけども、そういうことでご理解願いたいと思います。

○議長（杉本博治君） 再質疑ありませんか。1番

○1番（佐藤巳次郎君） 過去の分については、遡らないということで16年、15年から納めてもらったと。いってみれば過去の分はいらないということで話し合いが成立したと。これは大変ですよ。大変な額なんですよ。額もさることながら、やはり過去の分の何というんですか、入湯税を取る、取らないという何年か話し合いをしてきたけれどもね、何回話してきたかわかりませんけど、どのくらいその相手と交渉したんですか。話によれば、当時市会議員もはまってたという話も聞いてましたけど。だから、そういうことではですよ、そういう圧力に屈して、この結果になったんだとすればですよ、大変な問題ですよ。

それと、監査委員は今のところの調査ではないと、こういうことなわけですね。少なくとも監査委員側にすれば、10年以降、宿泊客については取ってることは確認してるはずですね。それで、当然日帰り客もいるということもわかっているはずですね。それを見逃してきたということがあるわけですね。とりわけ私に言わせればですよ、

事務的な問題として、予算の問題ですね。予算措置。予算措置にこの日帰り客の入湯税の調停をしていないということです。過去の決算を見ても 100 パーセント回収ですよ。ですから、日帰り客の人数を予算上措置していなかったということですよ。仮に、平成 12 年 10 月に税務調査をしてですよ、何とか納めてくれと言った時点で、少なくともその時点で、わかった時点でですよ、少なくとも調停しなきゃいけないわけでしょう。話し合いつかないと、それを調停しないと、起こしてないということが問題でしょう。そのあたり監査委員どう思いますか、その点についてもう一度お答え願いたいと思います。

○議長（杉本博治君） 佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） 先ほども申し上げましたけれども、今回のこの一連のことについてのご指摘受けましたこと、改めまして誠に申しわけなく深くお詫び申し上げます。今後、このようなことがないように、適正な課税、徴収に努めてまいりますので、ご高配、ご理解賜りますようにお願い申し上げます。

○議長（杉本博治君） 加藤監査委員

【監査委員 加藤金一君 登壇】

○監査委員（加藤金一君） お答えいたします。

財務上のことでのちろん当時そういうことがあるとすれば見逃したと、こういうことになろうかと思いますけど、いずれ事務的に日帰り客、あるいは宿泊客を把握して、だとすれば、財務会計上はやっぱり入れるものは入れるという考え方になろうかと思いますけれども、いずれ当時の状況は、ちょっと私わかりませんので、コメントは差し控えますが、いずれ財務会計上は、やっぱり歳入については客が当時出たとすれば、調停は起こしていくと、こういうふうな考え方になろうかと思います。

以上です。

○議長（杉本博治君） さらに。 1 番

○1 番（佐藤巳次郎君） まず、当局の主張はそのままで変更するということのない市長の答弁で非常に残念で、しかし、このままそれを良しとするわけには、市民感情からいってもですよ、できるはずはないと思うんですよ。やはり解明して取るということでいかないとですね。ましてや、きょうの新聞にも報道されてしまっていますね。

このあと誰か聞く人いるかと思いますので、それと併せて15年4月から16年3月いっぱいまで取ったということですが、これの額、人数はどのくらいということのことなのか。それを1つお聞かせ願いたいと思います。

それと併せて、この事務的なことですけれども、話し合いはしたけれども、督促状等は発したものかどうかですよ、地方税法を見ると入湯税の課税しなかったりですよ、それから嘘の申告をしたりする、非常に重い罰則あるんですよ。それから、重加算税まであるんですよ。何のためにそういう罰則事項があるか、そういう税に対する重さを、私は市長も含めてですよ、軽すぎると思うんですよ、考え方が。お答え願いたいと。

○議長（杉本博治君）　板橋総務企画部長

【総務企画部長　板橋継喜君　登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君）　15年の4月からの入湯客数と金額でございますけれども、15年度の入湯客数は4万3千191人ということで納付になっております。これに150円掛けますと約600万、700万弱でございますが、そういう金額でございます。

それから、督促状につきましては、会計上申告納付ということで完納している、一応形になっておりますので、督促状は発送いたしてございません。

以上でございます。

○1番（佐藤巳次郎君）　いずれ、今後議会でもかなりこの問題は、どう扱っていくか議論されると思いますので、きょうはこの辺にしたいと思います。

○議長（杉本博治君）　1番佐藤巳次郎君の質疑を終結いたします。

ほかにございませんか。5番三浦利通君の発言を許します。

○5番（三浦利通君）　ただいまの佐藤議員の入湯税の関連でお尋ねをいたしたいと思います。事実確認何点か質問いたしますけれども、きのうからのやりとりを受けて私どもは、あれ、寝耳に水といいますか、なぜ今こういう問題が出てきたのかなと単純な疑問を持っております。要するに12年から年度的に発生しているわけですけれども、4年前後の対議会対応の中でこの問題というか、この事実関係をどう議会に説明してきたのか。当然、先ほどもあったように予算の変わり目、あるいは決算の変わり目等の中で、それなりのこういう問題、事実が発覚した時点で速やかに議会に対して

当局の対応等やっぱり報告しなければいけないというふうな、当然その声があるべきはずだったと思いますけれども、その辺の経緯はどうであったのかお尋ねします。

それから、きのうの総務部長の答弁、やりとりの中で条例上曖昧さというか、曖昧な部分が確かにあったというような、その意味合いの発言をしておりましたね。それで、相手からすれば、要するに条例上納得いかないがゆえに、支払いがなされなかつた。市当局から言わせれば、条例上やっぱり説得が不可能であったというような、その辺のやりとりというか、そういう事実関係であったのかなと思いますけれども、そうすれば、そういう状況、曖昧さの条例であったという、市当局が判断した時点で、この条例をどう手直ししたのか、そのまでやってきたのかどうか、その辺の事実関係ちょっとお聞かせください。まず、とりあえず2点をお願いします。

○議長（杉本博治君）　板橋総務企画部長

【総務企画部長　板橋継喜君　登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君）　まず、議会への説明ということでございますけれども、記録の中では説明はなかったと思います。

それから、条例上の曖昧さ、市の入湯税条例の第3条第2号の一般公衆浴場、これについての見解の相違があったわけでございますけれども、この定義づけが明確でないという部分がございまして、その条例改正をしようかということで検討した時期もございました。しかしながら、結局この条例については定義をきちっとしておけばいいだろうというようなことで、現在に至っているところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（杉本博治君）　再質疑ありませんか。5番

○5番（三浦利通君）　1点目の対議会の対応というか、説明の関係ですけれども、一切そういう対議会に対してのなかったとすれば、やっぱり、これはこのあとも尾を引く問題なのかなと思っています。それで、きのうとか先ほどのやりとりの中でも公的機関であり、ある意味では市が支援というか、育成しなければいけないと、そういう公的な機関の性格のまた施設だと、それはそれである意味では理屈的には通る部分あったのではなかろうかと。それから、先ほど市長が答弁なされたように経営的にも難儀をしたと。そういう状況というか、そういう経緯がはっきりあったとすれば、なぜ議会に対してそういうものきちっと説明した中で、それなりの手続きをなされなかつた

のかなと、その部分では瑕疵があったのではないかなと思いますけれども、そのことについて市長からの答弁をお願いしたいと思います。

それから、条例の関係ですけれども、先ほど言ったようにそういう事実関係が市当局で、やっぱり確認をした時点で条例をきちっと、そういう問題等が将来的に起こらないような、やっぱり速やかに条例の改正というのはすべきでなかったのかなと思います。同じ条例のままで、一定の年次までは取らないし、一定の年次以降は取るというふうな、そういうある意味ではいいかげんな条例を、まだ持ってて運用しているということは、このぐらいの行政機関として大きな市としてはあるべき姿、やり方ではないのではないかなと思いますけども、この部分についても市長からご答弁求めます。

○議長（杉本博治君） 佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） ご指摘のとおりでありますて、この辺、議会に説明なかったことは深くお詫び申し上げたいと思います。いずれにいたしましても、この条例の方も早速検討させて、適正に対処できるようなことを進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

○議長（杉本博治君） 5番三浦利通君の発言を終結いたします。

20番、簡単に20番ひとつ。

○20番（安田健次郎君） 簡単にということで、じゃあ簡単にしますけれども、本来は、私は98条、きのう動議出したかったんですけども、普通市長がここで謝るということは大変なことなんで、心境もわかりますけれども、ただ、市民に対してここで謝罪したからという釈明では、私は理解しかねる。私個人的云々じゃなくて、やっぱりこの問題というのは、税金という絡みからいくと、市民に対してどういうこれから謝り方をするのか、ひとつお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、もう1つは当時の見解の相違ということで3条の2項について、あれは解釈が普通できない、食い違いというのはできないというふうに私は見てます。ずっと、入湯税のことについて書いてる。もう12歳以下とか、小学生以下から取らないよというだけの話であってね、鉱泉浴場である限りは、あの条例が遵守されるというのが普通なんです。経営者側でわかるはずなんですね。問題なのは、板橋総務部長がね、その当時の話をした人が誰であって、板橋部長さんが直接簡保の責任者と話して

食い違いがあったという見解で、今、きょう答弁しているのか。当時の担当者から聞いてなのか。それとも市長が直接会って、その平成15年からもらうことにした際の、その前の食い違いの話は、誰と誰と、簡保の誰と話して、誰と誰が、市側では誰と話して見解の相違であったというふうになったのか。これら辺がまだ曖昧さが残ると思います。

それから、もう1つ監査委員は、おそらく永久保存の義務があるはずですから、報告書というのがあれば、必ずあると思うんです。それで、その資料の提出を求めたいと思いますし、もう1つは当時のいきさつ、当担課の誰がそういうふうに督促しなかったのか、個人名は別としても課長がやらなかったのか、市長がやらなかったのか、部長がやらなかったのか、これら辺もきちっとしないと、やっぱり納得しかねます。ですから、今、今時点と今の当局者の解釈じゃなくて、当時どういうふうになって、やっぱり取られなかったなというところがぴんとこないんですね。今、市長が謝ればいい、見解の相違であった。いわゆるこれからの男鹿の観光を兼ねるということでの温厚というかね、それはわかりますけれども、しかし、いわば簡単にわかりやすくいうと、まけてやったということを、市民に対して、それだけでは私は理解できないと思いまので、きちんとした謝罪なり、資料の公開と、そのいきさつの公開と謝罪を求めるといふ思いますけども、いかがですか。

○議長（杉本博治君） 佐藤市長

【市長 佐藤一誠君 登壇】

○市長（佐藤一誠君） 市民に対する謝罪ですが、市民の代表である皆様方、市議会でこうして謝罪をしているわけで、これは市民に対する謝罪かとも考えております。今後、またどういう方法があるかあれども、市民に対しては皆様にまず謝罪しているということで、ご理解いただければありがたいと思います。

以上でございます。

○議長（杉本博治君） 板橋総務企画部長

【総務企画部長 板橋継喜君 登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君） 見解の相違について、誰と誰がというお話をございましたけれども、記録によりますと簡易保険保養センターの支配人との交渉をしてきたということでございます。それから、督促につきましては、先ほども申し上げましたと

おり督促滞納の扱いなってございませんので、完納、申告納付で完納ということでなっておりますので、督促はしていないということで、これはそういう滞納の決定がないということでございますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（杉本博治君） 加藤監査委員

【監査委員 加藤金一君 登壇】

○監査委員（加藤金一君） 監査の件についてお答え申し上げます。

先ほども申し上げましたとおり、当時、協議を受けた資料がないということで、もちろん監査で定例だとか、決算だとか、そういう資料は永久保存でございますので残っていますけれども、今の件の協議を受けたとか、あるいは税務課の審査のとき、そのことが出ているかと、こういうことについて資料の中にはなかったということですで、ご理解願いたいと思います。

○議長（杉本博治君） 20番

○20番（安田健次郎君） 板橋部長さんね、じゃあ1年目にね、見解の相違が出て、きっちりやらないということであって、そのままにしてきたということですか。普通税務の場合、1年決算で、その年にこの業者から納まらなかつたと、入湯税きてないということで、督促もしたけれども、その時点で免除をしたのか、見解の相違が出たのか。だとすると、15年分はなぜ取ることにしたのかというね、そこに曖昧さが逆に残るんですよね。初年度で、これは払うべきでなかつたと。だから税務課長が、ああそうですか、そうすればやめましたということなのか。ただ、そこまで督促もしないで、ずっとずるずるきて、問題になるということで、15年度分から取ることになつたかという、そうなると一番最後はしゃべればよこすし、督促しない、そのときの最初のときはね、督促しないで済んでしまつたのかということになる。これは普通の一般市民に税金を課するルールとは全く食い違つうということ、違つうというか、あり得ない方式だと思うんですね。するとどう解釈すればいいんですか。だとすれば、15年度だって、見解の相違だもの、取らなくたって良くなっちゃうでしょう。1年目の、そのときの実態を知りたいんです。だから、資料の公開を求めます。

○議長（杉本博治君） 板橋総務企画部長

【総務企画部長 板橋継喜君 登壇】

○総務企画部長（板橋継喜君） 12年でわかった時点をございますけれども、その時

点でも税務の方で日帰り客は取っていないということわかりまして、これは取るべきではないのかということではございましたけれども、そこらの向こうの方の見解との調査、調整、これをするのに時間を要したということでございます。そういうことで、時間を取りまして本当に誠に申しわけございませんでした。

○議長（杉本博治君） 20番安田健次郎君の発言を終結いたします。

このぐらいにして、次に移りたいと思います。

議案第82号から第85号までについては、ご配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

日程第2 予算特別委員会の設置

○議長（杉本博治君） 日程第2、予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。議案第86号から第89号までについては、委員会条例第6条に基づき、議員37人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。

よって、本5件は37人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。予算特別委員会は明15日、午前10時より議事堂に招集いたします。

以上、告知いたします。

日程第3 決算特別委員会委員の設置

○議長（杉本博治君） 日程第3、決算特別委員会委員の設置を議題といたします。

お諮りいたします。議案第77号から第81号までについては、委員会条例第6条に基づき、議員17人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。

よって、本5件は委員17人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、

審査することに決しました。

次に、お諮りいたします。決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定に基づき、当席より指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。

よって、委員を指名いたします。

夏井清勝君	木元利明君	中田俊雄君
戸部幸晴君	船木重秋君	古仲清紀君
大森勝美君	小松穂積君	安田健次郎君
船木茂君	三浦悦朗君	船木正博君
佐藤善市郎君	鎌田清太郎君	佐藤俊一君
高桑國三君	吉田清美君	

以上、17人の諸君を決算特別委員会委員に選任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。ただいま指名の諸君は、決算特別委員会委員に選任されました。なお、決算特別委員会は9月16日、午前10時より議事堂に招集いたします。以上、告知いたします。

日程第4 請願第1号及び第3号を上程

○議長（杉本博治君） 日程第4、請願第1号及び第3号を議題といたします。

なお、請願第2号男鹿市総合体育館並びに若美総合体育館を小中学生が使用する場合の使用料減免についての請願書については、請願者から取り下げしたい旨の申し出があり、会議規則第132条第1項の規定により、議長において許可したので、請願第2号を削除した議事日程表及び議案付託表を改めて配付いたします。

職員に朗読させます。

【職員朗読】

請願第1号 船川港金川多目的広場（OGAマリンパーク）内に専用グラウンドゴ

ルフ場の早期整備を求める請願書

請願第3号 男鹿市所有の中・大型バス（通学バス含む）の利用対象範囲の拡大について

○議長（杉本博治君） 本件は会議規則第132条第1項の規定により、請願第1号は教育厚生委員会に、また、請願第3号は総務委員会に付託いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

明15日から27日までは議事の都合により休会し、9月28日、午後2時より本会議を再開し、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日はこれで散会いたします。

午後 1時47分 散 会

議案付託表

総務委員会

- 議案第 84 号 公の施設の管理を指定管理者に行わせるための若美総合支所関係条例の整備等に関する条例について
請願第 3 号 男鹿市所有の中・大型バス（通学バス含む）の利用対象範囲の拡大について

教育厚生委員会

- 議案第 82 号 公の施設の管理を指定管理者に行わせるための市民福祉部関係条例の整備等に関する条例について
議案第 85 号 大潟地区衛生処理組合規約の一部変更について
請願第 1 号 船川港金川多目的広場（OGAマリンパーク）内に専用グラウンドゴルフ場の早期整備を求める請願書

産業建設委員会

- 議案第 83 号 公の施設の管理を指定管理者に行わせるための産業建設部関係条例の整備等に関する条例について

予算特別委員会

- 議案第 86 号 平成 17 年度男鹿市一般会計補正予算（第 1 号）の専決処分について
議案第 87 号 平成 17 年度男鹿市一般会計補正予算（第 2 号）について
議案第 88 号 平成 17 年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 89 号 平成 17 年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 90 号 平成 17 年度男鹿市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について

決算特別委員会

- 議案第77号 平成16年度男鹿みなと市民病院事業会計決算の認定について
- 議案第78号 平成16年度男鹿みなと市民病院事業会計決算の認定について
- 議案第79号 平成16年度男鹿市上水道及びガス事業会計決算の認定について
- 議案第80号 平成16年度若美町水道及びガス事業会計決算の認定について
- 議案第81号 平成16年度男鹿市上水道及びガス事業会計決算の認定について

